

- ・ 主たるエネルギーの利用者が管理者等であるなど、民間事業者による需要の管理ができないにも係わらず、民間事業者に不適切にリスクを負担させることがないよう留意する必要がある。
- ・ 民間事業者にとって過度な負担とならないよう、電気・ガス・水道の単価変動と使用量変動を考慮したサービス対価の改定方法を予め設定しておく必要がある。

(参考：類型1におけるサービス価格改定の考え方の例)

項目		改定	改定方法例
エネルギー調達業務	単価変動	○	指標として電気・ガス・上下水道の料金改定率を使用
	使用量変動	○	一定の監視期間を設けた後、計画値を補正した「基準使用量」を設定
	気温・天候変動	○	エネルギー使用量と気温との相関を確認し、平均気温との乖離幅より算定
	施設運用	○	残業時間等に応じた増減
		○	新設・更新機器等による負荷変動分のエネルギー使用料金を算定
	維持管理・運転	—	民間事業者による対応が原則
エネルギー管理業務		○	物価変動を考慮

- ・ 予算措置上の制約等により、光熱水費を PFI-LCC に含めることが困難な場合は、次のような対策を講じる必要がある。
 - (ア) エネルギーマネジメント機能の具体的な業務内容を整理し、民間事業者の業務範囲として規定する。
 - (イ) 民間事業者が提案する LCCO2/LCC の実効性、担保性を確保するためのモニタリング方法を検討する。
 - (ウ) 運営段階において、省エネルギー推進のためのインセンティブ手法（省エネルギー達成時には光熱水費削減額に応じたボーナスを支給する等）を検討する。

(参考：運営段階におけるエネルギー管理の例)

